

計画相談支援事業について

1. 現状

- ・ 指定特定相談支援、障害児相談支援の件数は増加傾向が続いている。特に障害児に関する計画相談は通所サービス事業所の増加もあり、ここ数年かなり伸びている。
- ・ 現在、基幹相談支援センターが5ヶ所設置されている。あらためて基幹相談支援センターの役割について確認し、各市町での後方支援や地域作り、人材育成について取り組むことが求められている。
- ・ この3年、コロナに関する影響が大きく、その中でも支援は止まることなく実施をされてきた。今後も感染症予防対策を継続しながら取り組みを継続していく。
- ・ 他(多)職種連携が言われる中、組織的な繋がりや連携についてはまだできていない所が多くある。相互の役割を確認しながら進めていく必要がある。

<相談支援体制の整備について>

基幹相談支援センター	<第3層>	地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など
市町村相談支援事業	<第2層>	一般的な相談支援
指定特定相談支援事業等	<第1層>	基本相談支援を基盤とした計画相談支援

基幹相談支援センターの役割(4つの柱)

- ① 総合相談・専門相談の実施
- ② 地域の相談支援体制の強化の取組
- ③ 地域移行・地域定着の推進
- ④ 権利擁護・虐待防止に必要な取組

主任相談支援専門員の役割

事業所や地域において指導的役割を担う者であって、相談支援の仕組みを支える中核的な人材と位置付けるべきである。また、相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待される。

<「相談支援の質の向上に向けた検討会」取りまとめ 抜粋 平成28年7月>

○兵庫県においては、以下も明記している。

市町自立支援協議会に参画し、地域課題や相談支援体制について協議し、相談支援従事者への指導・助言を行うとともに地域の研修の企画運営及び講師として参画する。

兵庫県相談支援従事者初任者研修及び現任研修で行う実習を受け入れ、受講生への指導・助言を行う。

2. 課題

- ・ 障害児相談支援の件数が増加しているが、障害児相談支援事業所の増加や相談員の増員もなく多忙を極めている。また、相談内容もサービス利用に関わることだけではなく、世帯支援や養育支援など広く対応を行っている。相談支援専門員だけではなく、基幹相談支援センターや行政担当者、関係機関との連携がさらに重要であり、必要である。

- ・ 基幹相談支援センターの役割を確認し、内容の整理が必要である。地域づくり、人材育成などが進んでいない。(主任相談支援専門員とも協力する)
- ・ 地域自立支援協議会の活性化を図り、専門部会の開催や地域課題への取組が図れるよう体制作りが必要である。
- ・ 現状、どの分野にも余力はなく、地域資源の開発や新たな支援の創設に繋がっていない。